鴨川市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年 10 月 20 日

鴨川市長　佐々木　久之

鴨川市告示第 178 号

鴨川市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示

鴨川市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成 29 年鴨川市告示第 108 号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中江見認定こども園内の項を削る。

附　則

この告示は、令和９年４月１日から施行する。